

## 豊中市立図書館個人貸出実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、図書館規則(昭和25年豊中市規則第12号)に基づき、豊中市立図書館(以下「図書館」という。)が行う個人単位での貸出し(以下「個人貸出し」という。)に関し、円滑に資料の館外貸出しサービスを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用者の範囲)

第2条 個人貸出しを利用することができる者は、豊中市内に居住・在学(園)・在勤するものとする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (利用の登録)

第3条 個人貸出しを利用しようとする者は、所定の図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)申込書を提出し、あわせて前条の条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。館長は前条の条件を確認し、利用者カードを交付する。

- 2 利用者カードの有効期間は5年とし、更新手続き期間は有効期限前3ヶ月間とする。ただし平成16年12月31日以前に発行した利用者カードの有効期間および更新手続き期間は、別表のように定める。
- 3 有効期間を延長して利用しようとする者は、更新手続き期間内に利用更新申込書を提出し、前条の条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。
- 4 別表による更新手続きは、利用者の申し出により、更新手続き期間前にも受付ける。ただし、その受付日より有効期限日を更新する。
- 5 利用者は申込書の記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出て、前条の条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。その受付日より有効期限日を更新する。
- 6 第2条に該当しなくなった場合は、直ちに届け出なければならない。

### (貸出資料の範囲)

第4条 個人貸出しの対象となる資料(以下「貸出資料」という。)の範囲は、原則として図書、雑誌、紙芝居、CD、カセットテープ等とする。

### (貸出数量及び期間)

第5条 貸出資料の数量は、10点(うちCDは2点) 期間は2週間とする。ただし、他の利用を妨げないかぎり、更に2週間延長することができる。

- 2 動く図書館での利用、障害者の利用、長期休館時等については、岡町図書館長が別に定める。

(利用の制限)

第6条 前条の貸出期間を守らない利用者に対し、館長は貸出を停止することができる。その内容は岡町図書館長が別に定める。

(汚損等の届出)

第7条 利用者は貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、直ちに図書館に届け出なければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、図書館規則第13条の定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定による貸出資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、館長の指定する代物又は相当の代金をもって、これに代えることができる。
- 3 貸出資料の管理において、相当の注意をもって行っていたとき、その他館長がやむを得ない事情があると認めるときは、その賠償を免除することがある。

(利用者カードの紛失)

第9条 利用者は、利用者カードの紛失・盗難・破損等を直ちに図書館に届け出なければならない。館長は仮カード、もしくは新たに利用者カードの交付をしなければならない。

(貸出記録の保護)

第10条 図書館規則第10条の定めるところにより、利用者の貸出記録は該当資料の貸出中のみ保存し、返却時に自動消去する。なお職員は、記録保存中においても利用者本人以外にその情報を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、個人貸出しの運用に必要な事項は岡町図書館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

別表 利用者カード更新経過措置

発行年度	有効期限年月	更新手続期間
1988	2005年3月末	2005年1月～3月
1989	2005年6月末	2005年4月～6月
1990	2005年9月末	2005年7月～9月

1991	2005年12月末	2005年10月～12月
1992	2006年3月末	2006年1月～3月
1993	2006年6月末	2006年4月～6月
1994	2006年9月末	2006年7月～9月
1995	2006年12月末	2006年10月～12月
1996	2007年3月末	2007年1月～3月
1997～ 1999	2007年度発行月末	左記月末日前3か月間
2000～ 2002	2008年度発行月末	左記月末日前3か月間
2003～ 2004.12.31	2009年度発行月末	左記月末日前3か月間